

全国食品衛生関係主管課長会議資料

平成 2 5 年 3 月 6 日（水）

消費者庁

食品表示法案(仮称・検討中)の骨格

平成25年2月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○基本理念(検討中)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、同法に定める消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するため、次の事項を内容とする食品表示基準を策定
 - ① 名称、保存の方法、期限(消費期限及び賞味期限)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準を策定・変更～財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

- 食品関連事業者等は食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

- 消費者庁長官(内閣総理大臣)等～食品表示基準に違反した食品関連事業者等に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨の指示
- 消費者庁長官～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 消費者庁長官～消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があるとき、食品の回収等をとるべきこと、又は期間を定めて業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

- 違反調査のため必要がある場合には、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

- 食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～消費者庁長官(内閣総理大臣)等に申出
消費者庁長官(内閣総理大臣)等は、申出があった場合、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 適格消費者団体による差止請求権の規定を設けることを検討中
(特定商取引法、景品表示法を参考に)

権限の委任

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

- 食品表示基準違反(食品を摂取する際の安全性に関する表示事項及び原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を越えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から5年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルール調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

(参考) 現行の食品表示に関する法律

平成25年2月
消費者庁

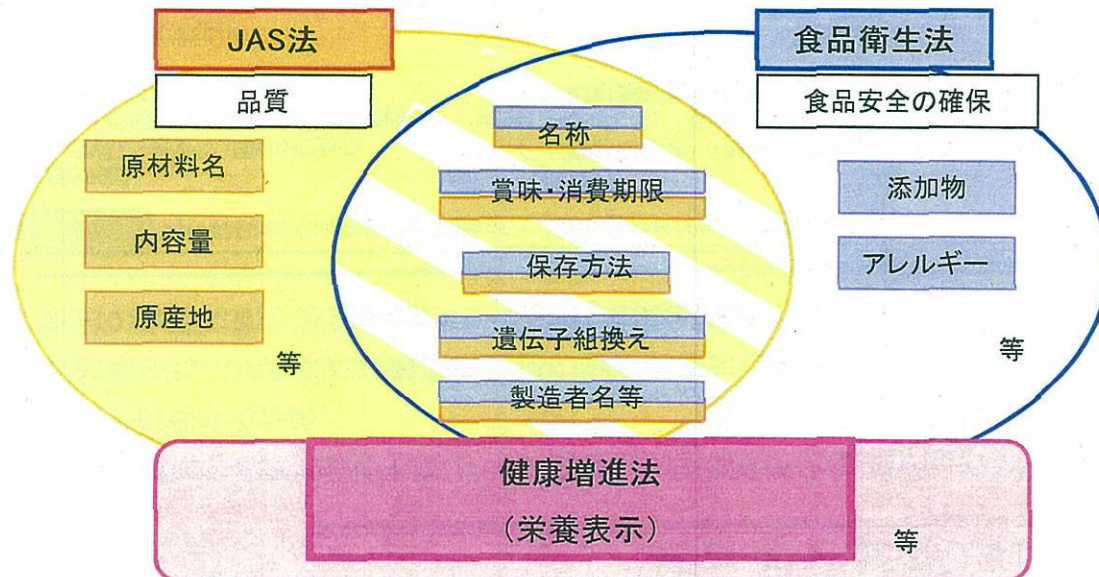
食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条) 等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2) 等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2) 等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可 等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付 等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可 等

表示関係
(表示関係以外)

(現行法令に基づく表示例)

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

※「39」は製造所固有記号



主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー	483kcal
たんぱく質	3.8g
脂 質	35.3g
炭水化物	37.6g
ナトリウム	330mg
食塩相当量	0.8g

※栄養表示は任意



- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

事 務 連 絡

平成25年 1月30日

地方自治体消費者行政担当課長 殿

消費者庁 消費者安全課長

平成25年度における「食品中の放射性物質」に関する
リスクコミュニケーション等の取組について(お願いとお知らせ)

各地方自治体におかれましては、一昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、食品等に関する消費者の安全・安心の確保のため、積極的な取組みを進めておられますことに心から敬意を表します。

1 消費者庁のこれまでの取組

消費者庁におきましても、「食品と放射能」を重要テーマとして、消費者への分かりやすい情報提供とリスクコミュニケーション等の推進に努めています。

具体的には、消費者の疑問や不安に感じる事柄を分かりやすく解説した冊子「食品と放射能Q&A」(現在第7版)を提供しているほか、各種情報や資料をホームページで公表するなどしています。また、昨年9月以降、関係省庁と連携を図り、3回シリーズによるポスターやリーフレットを用いた小売店舗等における広報活動も行っています。

また、リスクコミュニケーションとしては、消費者と専門家が共に参加する意見交換会(シンポジウム等)を全国各地域の様々な実情に合わせた形態で、これまでに約200回開催(平成23年度45回、今年度154回開催)しています。

2 リスクコミュニケーションについての協力・支援

消費者庁では食品中の放射性物質に係る積極的な風評被害対策の必要性を踏まえ、リスクコミュニケーションの推進に係る政策を引き続き総合的に講じ、消費者が正確な情報を得て、食品に係るリスクの現状を理解し、自らの判断で主体的な消費行

動を行うことが、今後ますます重要になると考えます。

このため、来年度も引き続き、食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの強化を進めることとし、これまで同様、地方自治体や地域の消費者団体等が「食品と放射能」に関する講演会などを開催する場合には、一定の協力・支援を行う予定です。

あわせて、これまでの取組を踏まえ、食品に係るリスクへの理解と消費行動の動向等に関して調査を行い、より一層、効果的なリスクコミュニケーションの実施を目指す所存です。

具体的な改善点やその方向性については、平成25年度予算の成立後、改めてお知らせしますが、貴職におかれましても、引き続き、当庁の取組みにご理解をいただき、別添の内容に関し、関係者への働きかけを含め実施に係るご検討をいただければ幸いです。

(別添)

<平成25年度におけるリスクコミュニケーション等に係る協力・支援について>

消費者庁では、昨年度に引き続き、平成25年度において地方自治体や地域の消費者団体等が「食品と放射能」に関する講演会などを開催する場合に、下表のとおり、協力・支援を行うこととしています。

具体的な協力・支援等については、当庁の担当者まで前広にご相談くださるよう、お願いいたします。

○ 消費者庁の協力・支援の主な内容(予定)

	当庁との共催の場合	地方自治体主催の場合
講師	講師への旅費及び諸謝金を、 当庁の内規に従い一部又は 全部負担	外部講師紹介 (当庁職員の派遣も可能)
会場借料	一部又は全部の負担	—
その他	「食品と放射能Q&A」の配布	「食品と放射能 Q&A」の提供

- (注) 1 旅費及び諸謝金は、「平成25年度諸謝金の使用基準(各府省申し合わせ事項)」に従い算出した金額となります。
- 2 共催の場合の講師の人選は、当庁と協議してください。
- 3 当日の議題によっては、当庁の職員が講師を務めることも可能です。
- 4 「消費者庁の協力・支援の主な内容」については、全国消費者団体連絡会を通じ地域の消費者団体にもお伝えしています。

本件に関する問い合わせ先

消費者庁消費者安全課 石川、影山、岸、小谷

TEL : 03(3507)9201(直通)

Mail to : g.anzenshoku@caa.go.jp